



令和4年4月29日

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	理事長 千 秋 隆
	電話番号	0875-62-5210 (担当：横田)

地域内分権推進交付金実績報告書

令和3年4月30日付け三政地第150号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 実績報告額 | <u>13,073,000円</u> |
|---------|--------------------|
- 2 添付書類
- (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 財産目録
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 収支計算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和3年度 事業実績報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

1. 事業の成果

(1) 当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、香川県に緊急事態宣言が発出されたり、まん延防止等重点措置の適用対象地区とされるなど、依然として厳しい状況が続いております。そのような状況の中で、地域活動の自粛や延期、規模縮小、状況によっては中止等の対策を取らなくてはならない1年となりました。まちづくり推進隊豊中の主となる4部会もなかなか思うような事業活動ができませんが、コロナ禍における段階的な地域活動の再開にあたって自分たちでできる範囲の活動を地域住民が安心して参加できるように対策を考えながら、実施してまいりました。

- 「地域交流部会」は、コロナ禍のなか平成26年度から頑張ってきました豊中町の郷土料理「肉もっそ」の販売や料理教室などの活動ができない状況です。しかし、不動産の滝カントリーパークにおいて、「花いっぱい公園にするプロジェクト」「どんど焼き」や豊中コミュニティセンターでの「季節に応じたロビー展」を実施し、目で見て楽しみ自然を感じて落ち着ける施設及び公園づくりを心がけました。
- 「防災部会」は、コロナ禍のなか自主防災訓練のサポート・視察研修等が実施できない状況ですが、防減災活動の啓発を継続し、昨年同様豊中町内5小学校の児童や保護者に協力していただき被災地支援として「あしとあたまプロジェクト・土のう袋自立シート作り」を呼び掛け作製し、災害支援として島根県・静岡県の被災地へ送りました。
- 「環境保全部会」は、町内単位子ども会（自治会単位で構成する子ども会）の行事として美化活動に取り組み、町内の環境保全に資するとともに、環境保全に対する意識の高まりを目指し、河川清掃等を体験しました。その後、環境に関するクイズ学習を実施しました。また、例年であれば1年を通しての活動として、豊中町内の財田川水系の宮川・竿川の河川及び堤防の不法投棄物を回収・処理活動を行ってきましたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。
- 「健康・福祉部会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる範囲で健康体操教室を開催し、地元の高齢者の方々を対象に、集いの場を提供するなど、地域交流を図りました。いずれも毎月数回実施予定としている事業ですが、中止せざるを得ない状況が半分以上ありました。

(2) 移譲業務

- 「三豊市地区衛生組織連合会豊中支部」
例年、年2回（8月・2月）豊中町内一斉清掃を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「夏の一斉清掃」は自粛し、「冬の一斉清掃」は中止することとなりました。事務処理は滞りなく実施することができました。
- 「三豊市自治会連合会豊中支部」
事務処理及び豊中町内の自治会間の連絡等について、自治会長を始め住民の方々のご協力により滞りなく遂行することができました。
- 「公共施設管理業務」
つつがなく円滑に遂行することができました。
- 「交通安全業務」
例年であれば4月7月9月と年3回実施している「交通安全街頭キャンペーン」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から9月は中止となりました。

(3) 指定管理者

指定管理者として「三豊市豊中コミュニティセンター及び不動産の滝カントリーパーク」の管理・運営を8年間行ってまいりました。三豊市と協議の結果、新たに令和4年度より令和8年度までの5年間の指定管理運営を継続することとなりました。自然に囲まれ四季を感じられる素晴らしい施設・公園です。今まで以上に、施設及び公園の活用の拡大や利便性の向上を図り、より快適に利用していただけるよう努力してまいります。

2. 組織体制

理事 12名 監事 2名 事務局長 1名 事務局職員 2名
館長 1名 一般会員 89名 賛助会員 3名

3. 個別事業報告書

(1)

事業名	豊中町名産「肉もっそ」販売事業					
事業内容	平成26年から「肉もっそ」を豊中町名産として販売を始め、三豊市内外のイベントにも参加するなど活発に活動を行い、知名度をあげてまいりました。本来であれば、1年を通じて定期販売やイベント等に出店し、豊中町の名産として「肉もっそ」の販売を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止せざるを得なかった。しかし、いつからでも再活動できるよう、食品衛生賠償共済保険・食品衛生協会には加入し継続しています。					
実施日時						
実施場所						
参加者・受益者				(延人数 ー 人)		
役務提供者				(実人数 ー 人)		
				(延人数 ー 人)		
決算額	収入額		12,500円	支出額		12,500円
	内訳	受取交付金	12,500円	内訳	保険料	9,000円
					支払手数料	3,500円

(2)

事業名	豊中町名産「肉もっそ」普及活動事業					
事業内容	豊中町名産品(肉もっそ)作りを支援するため、「肉もっそ作り教室」等の開催を行い後継者の発掘に繋げています。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、活動は中止しました。					
実施日時						
実施場所						
参加者・受益者				(延人数 ー 人)		
役務提供者				(実人数 ー 人)		
				(延人数 ー 人)		
決算額	収入額		0円	支出額		0円
	内訳	受取交付金	0円	内訳		
		参加費	0円			

(3)

事業名	不動産の滝カントリーパーク「花いっぱい公園にするプロジェクト」事業					
事業内容	毎年、三豊市豊中コミュニティセンター・不動産の滝カントリーパークを「花いっぱい公園にするプロジェクト」として丹精込めて育て、見頃になった花々を植栽し、日々の水やりなど花の管理を行いました。 チューリップ、葉ボタン等を花壇やプランターに植栽し、公園の来園者には楽しんでいただきました。また、平成28年に公園の空き地に植栽した彼岸花5000球が、9月下旬から10月上旬にかけて公園の所々で咲きほこりました。 今年度は9月にコスモスの種をまき、10月に色とりどりのコスモスが咲きました。					
実施日時	通年					
実施場所	不動産の滝カントリーパーク及び豊中コミュニティセンター周辺					
参加者・受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来園者				(延人数 ー 人)	
役務提供者	理事・会員他				(実人数 15 人)	
					(延人数 180 人)	
決算額	収入額		68,502 円	支出額		68,502 円
	内 訳	受取交付金	68,502 円	内 訳	材料費	67,402 円
					通信運搬費	900 円
					支払手数料	200 円

(4)

事業名	三豊市豊中コミュニティセンター「季節に応じたロビー展」開催事業					
事業内容	「干支飾り」「雛段飾り」「八朔人形」「鯉のぼり」などを豊中コミュニティセンターに飾り付け、季節に応じたロビー展を開催しました。 年末の柳餅飾り・しめ縄・門松・干支飾りなど、会員総出で手作りする正月飾りは、年々立派な飾りつけになっています。 年間を通して様々なロビー展を開催し、来館者に楽しんでいただき豊中町の「町おこし」の一つになるよう努力しています。					
実施日時	令和3年 7月22日～ 七夕飾り 令和3年12月23日～ 柳餅飾り・門松作り・しめ縄作り・正月飾り					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター					
参加者・受益者	豊中町民及び来館者の不特定多数				(延人数 ー 人)	
役務提供者	理事・会員				(実人数 20 人)	
					(延人数 86 人)	
決算額	収入額		10,759 円	支出額		10,759 円
	内 訳	受取交付金	10,759 円	内 訳	材料費	10,750 円
					消耗品費	9 円

(5)

事業名	「どんど焼き」開催事業					
事業内容	豊中コミュニティセンターに飾り付けた門松等を正月後には撤収するに併せて各家庭のしめ飾りを、「どんど焼き」として焼却することで地域住民との交流が図れ、また、ごみの減量化にも繋げることを目標として開催いたしました。					
実施日時	令和4年1月15日 9:00~11:00					
実施場所	不動の滝カントリーパーク					
参加者・受益者	豊中町民				(延人数 50 人)	
役務提供者	理事・会員				(実人数 7 人)	
					(延人数 7 人)	
決算額	収入額		1,000円	支出額		1,000円
	内訳	受取交付金	1,000円	内訳	材料費	1,000円

(6)

事業名	「環境保全美化活動」事業					
事業内容	ふるさと三豊の自然環境をみんなで守り育て、里川流域において地域の関係団体が連携・協働して、自然環境の保全・創出に関する事業や取り組みを総合的かつ計画的に推進しています。本来であれば、活動として1年を通し、豊中町内の財田川水系の宮川・竿川の河川及び堤防の不法投棄物を回収・処理活動を行う予定でしたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。					
実施日時						
実施場所						
参加者・受益者					(延人数 人)	
役務提供者					(実人数 人)	
					(延人数 人)	
決算額	収入額		6,710円	支出額		6,710円
	内訳	受取交付金	6,710円	内訳	保険料	6,600円
						支払手数料

(7)

事業名	「子ども美化活動」事業					
事業内容	町内単位子ども会（自治会単位で構成する子ども会）の行事として美化活動に取り組み、町内の環境保全に資するとともに、環境保全に対する意識の高まりを目指し、河川清掃等を体験しました。その後、環境に関するクイズ学習を実施しました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で子どもたちの様々な体験にも影響があり、「子ども美化活動」もなかなか実施することが難しい状況でした。					
実施日時	令和3年11月23日 13:00-15:00					
実施場所	豊中町本山（四ツ足自治会・会場周辺および竿川）					
参加者・受益者	四ツ足子ども会（ひまわり子ども会） ・小学生10名、保護者8名			(延人数 18 人)		
役務提供者	理事・協力者			(実人数 4 人)		
				(延人数 4 人)		
決算額	収入額		11,198 円	支出額		11,198 円
	内 訳	受取交付金	11,198 円	内 訳	材 料 費	1,590 円
					諸 謝 金	5,000 円
					印 刷 製 本 費	1,870 円
					会 議 費	2,298 円
					消 耗 品 費	440 円

(8)

事業名	「防・減災推進」事業					
事業内容	有事への備え、防災意識の向上に向けての「草の根活動」を実行し、防災訓練のプランニング、資機材の貸し出し、各種団体（消防、防災リーダー、危機管理課等）とのパイプ役として訓練をサポートすることなどを実施する予定としていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度は防災訓練のサポート・視察研修等が実施できませんでした。ただし、コロナ禍においても、部会として防減災活動の啓発を継続し、被災支援「あしとあたまプロジェクト・土のう袋自立シート作り」を地域に呼び掛け作製いたしました。「土のう袋自立シート」を島根県出雲市・静岡県田方郡のボランティア団体に送付するなど、住民の防災意識の向上を図りました。また、部会員には、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を身に付けていただくため、防災士資格を取得するための研修会に参加し、防災士試験を受けました。					
実施日時	令和3年7月6日～ 豊中町内5小学校に「土のう袋自立シート」の作製を依頼。 7月12日 豊中町内5小学校に「土のう袋自立シート」の材料を配布。 7月16日 豊中町内5小学校から「土のう袋自立シート」109枚を回収。 7月19日 「土のう袋自立シート」を配布。 ・島根県出雲市災害ボランティアセンター 42枚 ・静岡県田方郡ボランティア関係者 67枚					
実施場所	豊中町農村環境改善センター・事務局					
参加者・受益者	不特定多数			(延人数 人)		
役務提供者	豊中町内5小学校の教員・子ども・保護者 協力者・理事・会員			(実人数 不特定多数人)		
				(延人数 人)		
決算額	収入額		124,078 円	支出額		124,078 円
	内 訳	受取交付金	124,078 円	内 訳	材 料 費	9,140 円
					印 刷 製 本 費	12,870 円
					通 信 運 搬 費	2,068 円
					研 修 費	100,000 円

(9)

事業名	「健康体操教室」開催事業					
事業内容	三豊市民の健康を維持し、生きがいを見つけることにより、明るく健康な生活を過ごしていただくことを目的とし、三豊市総合型地域文化・スポーツセンターより講師を派遣してもらい、毎回違うテーマで健康体操教室を行いました。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、たびたび中止しながらも、参加者の方々の強い希望もありソーシャルディスタンスを保ちながら、出来る範囲で感染症対策に努めながら実施しました。 1講座2ヶ月で8回とし、令和3年度は3講座開催することができました。					
実施日時	令和3年4月～7月（火曜日 8回）		13：30-14：30			
	令和3年8月～11月（火曜日 8回）		13：30-14：30			
	令和3年12月～令和4年3月（火曜日 8回）		13：30-14：30			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター2階 大研修室					
参加者・受益者	三豊市民		令和3年4月～7月	(人数 25 人)		
			令和3年8月～11月	(人数 24 人)		
			令和3年12月～令和4年3月	(人数 22 人)		
				(延人数 71 人)		
役務提供者	理事・事務局			(実人数 4 人)		
	三豊市総合型地域文化スポーツクラブ			(延人数 20 人)		
決算額	収入額		193,125 円	支出額		165,632 円
	内 訳	受取交付金	0 円	内 訳	諸 謝 金	133,100 円
		参加費	193,125 円		通信運搬具	6,132 円
				賃 借 料	26,400 円	
		収入額	193,125 円			
		支出額	165,632 円			
		収 益	27,493 円			

(10)

事業名	「無料の骨密度測定・健康相談コーナー」開催事業					
事業内容	毎年秋に行われる豊中町文化祭（11月第1日曜日）に参加し、無料の骨密度測定とそれに関連した健康相談コーナーを設置しています。住民の健康意識や自己管理を高め、骨粗鬆症の予防・健康維持を呼び掛けることとしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度の豊中町文化祭は縮小することとなり参加することが出来ませんでした。					
実施日時						
実施場所						
参加者・受益者				(延人数	人)	
役務提供者				(実人数	人)	
				(延人数	人)	
決算額	収入額		0 円	支出額		0 円
	内 訳	受取交付金	0 円	内 訳		

(11)

事業名	笑いの広場「幸せ処 ～しあわせどころ～」開催事業					
事業内容	地域活性化のため、介護保険を利用していない元気な60～90歳代の高齢者の方々にコミュニケーションの場を提供し、物づくり・軽体操・健康講話などを行い、地域交流を図り楽しみにしていただける場を提供いたしました。また、高齢者の引きこもりを 방지見守りも兼ねています。 令和3年度から第3木曜日と第4木曜日の毎月2回実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者の安全を考え令和3年度は8回実施いたしました。					
実施日時	令和3年7月15日・7月22日・10月14日・10月21日・11月18日・11月25日 12月16日・12月23日 (時間=13:00~16:00)					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター1階 会議室					
参加者・受益者	豊中町民			(人数 1回 25 人) (延人数 200 人)		
役務提供者	会員			(実人数 8 人)		
				(延人数 64 人)		
決算額	収入額		124,010円	支出額		124,010円
	内訳	受取交付金	65,510円	内訳	材料費	45,882円
		参加費	58,500円		諸謝金	8,112円
					通信運搬費	15,036円
					消耗品費	932円
					賃借料	9,600円
					広告宣伝費	39,600円
					保険料	4,848円

(12)

事業名	まちづくり推進隊豊中「広報紙第9号」作成事業					
事業内容	まちづくり推進隊豊中の1年間の活動や出来事を、事務局及び部会ごとにまとめた広報紙を作成しています。毎年1月の「広報みとよ」に差し込み、豊中町全世帯に配布し、まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知いたしました。 また、同時に会員募集チラシを折り込み参加を呼びかけました。					
実施日時	令和4年1月					
実施場所	事務局					
参加者・受益者	豊中町民			(延人数 3,000 人)		
役務提供者	理事・事務局			(実人数 14 人)		
				(延人数 42 人)		
決算額	収入額		127,050円	支出額		127,050円
	内訳	受取交付金	127,050円	内訳	広告宣伝費	127,050円

(13)

事業名	「第8回不動産の滝まつり」開催事業					
事業内容	地域のイベントとして親しまれ、「三豊市豊中コミュニティセンター」及び「不動産の滝カントリーパーク」を広く周知し、集客に繋げることを目的としましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止せざるを得ませんでした。令和3年度は、不動産の滝まつりは実施できませんでしたが、次回のため必要経費を払い準備しています。					
実施日時						
実施場所						
参加者・受益者					(延人数	人)
役務提供者					(実人数	人)
					(延人数	人)
決算額	収入額		2,000円	支出額		2,000円
	内訳	受取交付金	2,000円	内訳	支払手数料	2,000円

(14)

事業名	「キッズパソコン体験教室」開催事業					
事業内容	2020年プログラミング教育が小学校で必修化されました。プログラミング教育に入る前に、まずはパソコンの操作に慣れることが大切であるため小学生から中学生までを対象にキッズパソコン教室を開催いたしました。ソーシャルディスタンスを保つため、少人数でマスクの着用や検温などの感染症対策に努め実施しました。					
実施日時	令和4年1月5日・6日・7日 10:30~12:00					
実施場所	豊中町農村環境改善センター1階 集会室					
参加者・受益者	三豊市民				(延人数	9人)
役務提供者	みとよAI社会推進機構MAiZM・事務局				(実人数	2人)
					(延人数	6人)
決算額	収入額		50,535円	支出額		50,535円
	内訳	受取交付金	46,035円	内訳	広告宣伝費	46,035円
		参加費	4,500円		支払手数料	4,500円
		(@1,500×3人)				

(15)

事業名	まちづくり推進隊豊中ホームページ更新事業					
事業内容	まちづくり推進隊豊中の会員たちの日々の活動や出来事、年間を通しての行事や予定などリアルタイムに事務局より発信し、まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知するため、昨年度ホームページを作成しました。リアルタイムに活動状況を発信しました。					
実施日時	通年					
実施場所	事務局					
参加者・受益者	不特定多数の閲覧者			(延人数 - 人)		
役務提供者	事務局・協力者			(実人数 2 人)		
				(延人数 2 人)		
決算額	収入額		5,500円	支出額		5,500円
	内訳	受取交付金	5,500円	内訳	外注費	5,500円

(16)

事業名	まちづくり推進隊豊中「縁日出店」事業					
事業内容	不動産の滝カントリーパーク内で行うイベントや、3月中旬から4月上旬にかけての桜の花見客を対象に、芋天・飲料缶・アイスクリン等を販売し、指定管理者としてにぎわいの一つの活動とし、来園者にまちづくり推進隊豊中のPRを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度は中止しました。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター及び不動産の滝カントリーパーク					
参加者・受益者	不特定多数の来園者			(延人数 人)		
役務提供者	会員・理事・事務局			(実人数 人)		
				(延人数 人)		
決算額	収入額		3,244円	支出額		3,244円
	内訳	受取交付金	3,244円	内訳	材料費	2,000円
					消耗品費	1,244円

(17)

事業名	70番札所 本山寺でのお接待					
事業内容	四国遍路者数は年間10万～20万人といわれている。全国各地から訪れる巡礼者に対するPR活動は、豊中町の知名度を上げるための絶好の機会と考えます。全国各地から訪れる巡礼者を対象に、本山寺で豊中町名産「肉もっそ」と「お茶」でお接待を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度は中止しました。					
実施日時						
実施場所	豊中町 本山寺					
参加者・受益者	全国から来られる本山寺への巡礼者の方々			(延人数 人)		
役務提供者				(実人数 人)		
				(延人数 人)		
決算額	収入額		0円	支出額		0円
	内訳	自主財源	0円	内訳		

三豊市からの移譲業務

(18)

事業名	三豊市自治会連合会豊中支部					
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とし、総会、理事会を行いました。例年実施している県外視察研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。自治会連合会豊中支部として、事業を行いました。(別会計)					
実施日時	令和3年4月10日 令和3年度 通常総会 (書面議決とした) 令和3年4月18日 第1回 理事会 令和3年8月 第2回 理事会 (中止) 令和3年11月 自治会長視察研修 (中止) 令和4年3月28日 第3回 理事会 令和4年3月31日 令和3年度 会計監査					
参加者・受益者	豊中町の自治会			(延人数 93 自治会)		
役務提供者	豊中支部役員・事務局			(実人数 13 人)		
				(延人数 52 人)		
決算額	収入額		465,000円	支出額		465,000円
	内訳	受取交付金	465,000円	内訳	支払助成金	465,000円
		@5,000×93自治会				

(19)

事業名	「交通死亡事故ゼロを目指す日」街頭大キャンペーン					
事業内容	年3回の交通安全街頭キャンペーン・パトロールの実施を行う予定とていましたが、9月の交通安全活動は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり、令和3年度は2回の実施となりました。					
実施日時	令和3年4月9日 交通安全啓発街頭大キャンペーン 7時30分～8時30分 令和3年7月5日 交通安全啓発街頭大キャンペーン 7時30分～8時30分 令和3年9月30日 交通安全啓発街頭大キャンペーン (中止)					
実施場所	豊中庁舎南側交差点					
参加者・受益者	不特定多数			(延人数 人)		
役務提供者	4月9日 (高齢者交通指導員40名三豊市・警察他6名)			(参加数 46 人)		
	7月5日 (高齢者交通指導員40名三豊市・警察他6名)			(参加数 92 人)		
決算額	収入額		4,860円	支出額		4,860円
	内訳	受取交付金	4,860円	内訳	食糧費	4,860円

(20)

事業名	公共施設管理事業					
事業内容	公共施設の備品・消耗品等について補充を行いました。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中庁舎 保健センター					
参加者・受益者	保健センター利用者の不特定多数				(延人数 ー 人)	
役務提供者	事務局				(実人数 1 人)	
					(延人数 1 人)	
決算額	収入額		20,504 円	支出額		20,504 円
	内訳	受取交付金	20,504 円	内訳	消耗備品費	16,720 円
					消耗品費	3,784 円

(21)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会豊中支部					
事業内容	<p>豊中町内93自治会の衛生組織相互の緊密な連携のもと、住民の保健推進と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とし、総会、理事会、衛生委員会、県外研修、豊中町早朝一斉清掃（年度中2回＝8月・2月）を例年実施してまいりましたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から夏は自粛し、冬は中止せざるを得なかった。</p> <p>また、地区衛生組織連合会豊中支部として、衛生組織の指導育成、衛生に関する必要な調査研修及び資料の配布等の事業を行いました。（別会計）</p>					
実施日時	<p>令和 3年 4月10日 第16回 通常総会（書面議決とした）</p> <p>令和 3年 4月18日 第1回 理事会</p> <p>令和 3年 6月17日 第2回 理事会</p> <p>令和 3年 6月28日 衛生委員会（中止）</p> <p>令和 3年 8月 1日 夏の早朝一斉清掃（自粛）</p> <p>令和 3年 8月 第3回 理事会（中止）</p> <p>令和 3年12月 6日 第4回 理事会</p> <p>令和 4年 1月 7日 衛生委員会（中止/資料・物品配布）</p> <p>令和 4年 2月 6日 冬の早朝一斉清掃（中止）</p> <p>令和 4年 3月23日 第5回 理事会</p> <p>令和 4年 3月31日 令和3年度 会計監査</p>					
参加者・受益者	豊中町内の93自治会他				(延人数 ー 自治会)	
役務提供者	豊中支部役員・事務局他				(実人数 22 人)	
					(延人数 132 人)	

三豊市からの指定管理業務

(22)

事業名	「三豊市豊中コミュニティセンター」維持管理及び運営事業					
事業内容	三豊市より指定管理者として、施設の管理・運営を実施しました。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター					
参加者・受益者	豊中町民及び不特定多数の来館者		(延人数	— 人)		
役務提供者	理事・事務局・シルバー人材センター他		(実人数	6 人)		
			(延人数	400 人)		
決算額	収入額		5,705,141 円	支出額		5,705,141 円
	内 訳	事業収益	459,107 円	内 訳	給料手当	1,841,496 円
		受託事業収益	5,246,000 円		法定福利費	322,629 円
		受取利息	34 円		材料費	0 円
		雑収入	0 円		外注費	15,000 円
					業務委託費	1,952,504 円
					印刷製本費	16,281 円
					事務用品費	1,200 円
					通信運搬費	114,473 円
		収入額	5,705,141 円		消耗備品費	0 円
		支出額	5,705,141 円		消耗品費	40,102 円
		差引	0 円		修繕費	0 円
					施設燃料費	76,979 円
					水道光熱費	799,146 円
					保険料	5,050 円
					リース料	69,387 円
		租税公課	359,704 円			
		研修費	61,900 円			
		支払手数料	29,290 円			

(23)

事業名	「不動の滝カントリーパーク」維持管理及び運営事業					
事業内容	三豊市より指定管理者として、公園の管理・運営を実施しました。					
実施日時	通年					
実施場所	不動の滝カントリーパーク					
参加者・受益者	豊中町内外からの不特定多数の来園者			(延人数 ー 人)		
役務提供者	理事・会員・事務局・シルバー人材センター他			(実人数 20 人)		
				(延人数 1,805 人)		
決算額	収入額		5,587,055 円	支出額		5,154,185 円
	内 訳	事業収益	797,055 円	内 訳	給料手当	683,681 円
		受託事業収益	4,777,964 円		材料費	42,925 円
		受取利息	36 円		外注費	0 円
		雑収入	12,000 円		業務委託費	1,916,650 円
					旅費交通費	11,200 円
					印刷製本費	0 円
		収入額	5,587,055 円		車両費	62,537 円
		支出額	5,154,185 円		車両燃料費	16,635 円
		差引	432,870 円		消耗備品費	83,980 円
					消耗品費	47,284 円
					修繕費	100,650 円
					水道光熱費	1,508,142 円
					賃借料	40,000 円
		広告宣伝費	46,035 円			
		保険料	225,132 円			
		租税公課	369,004 円			
		支払手数料	330 円			

(24)

事業名	不動の滝カントリーパーク「パットゴルフ大会」開催事業				
事業内容	不動の滝カントリーパーク内に三豊市唯一のパットゴルフ場を利用しての大会を実施しました。子供から高齢者の方まで楽しむことができ、とても健康的なパットゴルフをPRすることを目的としています。開催は、新型コロナウイルス感染拡大が少し落ち着いた時期に「パットゴルフ大会」を開催いたしました。子どもから高齢者の方まで、たくさんの参加者で賑わい楽しい大会となりました。不動の滝カントリーパークのPR事業です。				
実施日時	令和3年 12月18日 8:30~12:00				
実施場所	不動の滝カントリーパーク「パットゴルフ場」				
参加者・受益者	三豊市民			(延人数 40 人)	
役務提供者	理事・会員・事務局			(実人数 10 人)	
				(延人数 10 人)	

4. 総会及び理事会の開催状況

(1) 総会の開催状況

会 議 名	第8回通常総会
開 催 日 時	令和3年4月29日 14時00分～15時20分
出 席 状 況	53名 (本人出席18名、書面表決者30名、委任状提出5名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 事業実績報告について ・令和2年度 収支決算報告について ・令和2年度 会計監査報告について ・令和3年度 事業計画(案)について ・令和3年度 収支予算(案)について ・任期満了に伴う役員改選(案)について

(2) 理事会等の開催状況

会 議 名	第79回理事会
開 催 日 時	令和3年4月13日 19時00分～19時45分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回通常総会開催(案)について

会 議 名	第80回理事会
開 催 日 時	令和3年6月16日 19時00分～20時40分
出 席 状 況	10名 (理事10名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・役員紹介について ・まちづくり推進隊豊中について

会 議 名	第81回理事会
開 催 日 時	令和3年7月21日 19時00分～20時20分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「あしとあたまプロジェクト」(防災部会)について

会 議 名	第82回理事会
開 催 日 時	令和3年10月20日 19時00分～20時40分
出 席 状 況	10名 (理事10名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「三豊市7町まちづくり推進隊 自主事業発表会」参加について ・令和3年度「第5回パットゴルフ大会」開催(案)について

会 議 名	第83回理事会
開 催 日 時	令和3年11月17日 19時00分～20時15分
出 席 状 況	9名 (理事9名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度「第5回パットゴルフ大会」開催について ・「子ども美化活動(11/23)」実施について ・「冬休みキッズパソコン体験教室(仮称)」開催について ・令和3年度 事業計画の見直しについて

会 議 名	第84回理事会
開 催 日 時	令和3年12月15日 19時00分～20時45分
出 席 状 況	8名 (理事7名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 事業計画の見直しについて ・「防災士資格取得」に対する補助について ・令和4年度 事業計画および活動予算(案)について

会 議 名	第85回理事会
開 催 日 時	令和4年1月19日 19時00分～20時20分
出 席 状 況	7名 (理事7名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「暮らし広場マルシェ開催(案)」参加について ・令和4年度 事業計画(案)及び活動予算(案)について ・「子ども美化活動」の活動方針について

令和3年度 収支決算報告について

決 算 報 告 書

第 10 期

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

香川県三豊市豊中町本山甲201番地1

貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)

令和4年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,685,691
現金(事務局)	73,290	預 り 金	166,209
普通預金(事務局)	1,213,152	仮 受 金	3,500,000
普通預金(コミュニティ)	2,708,492	流動負債 計	5,351,900
普通預金(不動産の滝)	1,125,617	負債合計	5,351,900
普通預金(自己資金)	307,627	正 味 財 産 の 部	
現金・預金 計	5,428,178	【正味財産】	
(売上債権)		前期繰越正味財産額	3,439,448
未 収 金	44,989	当期正味財産増減額	1,170,256
売上債権 計	44,989	正味財産 計	4,609,704
(その他流動資産)		正味財産合計	4,609,704
仮 払 金	3,520,000		
その他流動資産 計	3,520,000		
流動資産合計	8,993,167		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	191,568		
車両運搬具	1		
工具器具備品	696,962		
一括償却資産	79,906		
有形固定資産 計	968,437		
固定資産合計	968,437		
資産合計	9,961,604	負債及び正味財産合計	9,961,604

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和4年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金(事務局)	73,290
普通預金(事務局)	1,213,152
普通預金(コミュニティ)	2,708,492
普通預金(不動産の滝)	1,125,617
普通預金(自己資金)	307,627
現金・預金 計	5,428,178

(売上債権)

未 収 金	44,989
ココロラ	(24,957)
パプン	(8,764)
ダイドー	(11,268)
売上債権 計	44,989

(その他流動資産)

仮 払 金	3,520,000
その他流動資産 計	3,520,000

流動資産合計

8,993,167

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	191,568
車両運搬具	1
工具器具備品	696,962
一括償却資産	79,906
有形固定資産 計	968,437

固定資産合計

968,437

資産の部 合計

9,961,604

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
令和4年 3月31日 現在

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	1,685,691		
ナカ豊中店	(1,515)		
JAオートエジュー	(5,134)		
エヌエヌ(タスキ)	(9,294)		
JAオートエジューガスセンター	(1,760)		
四国電力	(190,100)		
水道局	(37,323)		
シカバ-人材センター	(248,212)		
西讃再資源化事業協同組合	(7,128)		
三豊広域(丸山作業所)	(56,100)		
西讃赤松	(31,419)		
豊中クリーン	(226,499)		
役員報酬	(48,470)		
職員給料	(559,994)		
法定福利費	(75,942)		
法定福利費(事業)	(22,020)		
MBS.NDSマイネット	(9,614)		
近藤印刷	(39,600)		
その他	(115,567)		
預 り 金	166,209		
源泉所得税	(52,087)		
個人住民税	(18,500)		
社会保険料	(95,622)		
仮 受 金	3,500,000		
流動負債 計	5,351,900	5,351,900	
負債の部 合計		5,351,900	
正味財産			4,609,704

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 13,073,000

【事業収益】

事業 収益 1,256,162

受託事業収益 10,023,964 11,280,126

【その他収益】

受取 利息 92

雑 収 益 327,283 327,375

経常収益 計

24,680,501

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 2,525,177

法定福利費(事業) 322,629

人件費計 2,847,806

(その他経費)

材料費(事業) 180,689

外 注 費(事業) 20,500

業務委託費(事業) 3,869,154

諸 謝 金(事業) 146,212

印刷製本費(事業) 31,021

会 議 費(事業) 2,238

旅費交通費(事業) 11,230

事務用品費(事業) 1,230

車 両 費(事業) 62,537

車両燃料費(事業) 16,635

通信運搬費(事業) 138,639

消耗備品費(事業) 100,730

消耗品 費(事業) 93,735

食 糧 費(事業) 4,830

修 繕 費(事業) 100,650

施設燃料費(事業) 76,979

水道光熱費(事業) 2,307,238

賃 借 料(事業) 76,030

広告宣伝費(事業) 258,720

保 険 料(事業) 250,630

リース料(事業) 69,337

租税 公課(事業) 728,738

研 修 費(事業) 161,930

支払手数料(事業) 39,930

支払助成金(事業) 465,030

その他経費計 3,214,632

事業費 計

12,062,408

活 動 計 算 書

〔税込〕(単位：円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

【管理費】

(人件費)

給料 手当	7,635,667
役員費用弁償	204,000
役員 報酬	600,001
法定福利費	1,271,055
人件費計	9,710,723

(その他経費)

印刷製本費	131,548
会 議 費	41,310
旅費交通費	2,200
車 両 費	35,277
事務用品費	15,588
車両燃料費	7,295
通信運搬費	216,584
消耗備品費	170,548
消耗品 費	35,127
水道光熱費	50,900
賃 借 料	3,200
新聞図書費	1,738
減価償却費	338,424
保 險 料	131,099
リース 料	184,968
租税 公課	15,302
支払手数料	356,005
その他経費計	1,737,113

管理費 計

11,447,836

経常費用 計

23,611,244

当期経常増減額

1,170,257

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

固定資産除却損

1

経常外費用 計

1

税引前当期正味財産増減額

1,170,256

当期正味財産増減額

1,170,256

前期繰越正味財産額

3,430,448

次期繰越正味財産額

4,600,704

様式第18号（第12条関係）

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 千 秋 隆 様

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和4年4月12日

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

監 事 今 井 正 

監 事 大 比 正 明 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません

令和4年4月29日

申請者 所 在 地 香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1

名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 千 秋 隆

電話番号 0875-62-5210（担当：横田）

全 役 員 名 簿

(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を 受けた期間
理 事 長	千 秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡 6 9 9 番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	三 野 求	三豊市豊中町岡本 2 5 0 3 番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	野 田 卓三	三豊市豊中町上高野 2 5 6 9 番地 1	令和3年4月1日～ 令和3年4月29日	令和3年4月1日～ 令和3年4月29日
理 事	十 川 剛	三豊市豊中町比地大 9 6 7 番地 1	令和3年4月1日～ 令和3年4月29日	無
副理事長	十 川 剛	三豊市豊中町比地大 9 6 7 番地 1	令和3年4月30日～ 令和4年3月31日	令和3年4月30日～ 令和4年3月31日
理 事	金 子 忠弘	三豊市豊中町上高野 4 0 9 8 番地 7	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	田 井 秀典	三豊市豊中町笠田竹田 4 7 8 番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	藤 田 雅久	三豊市豊中町本山甲 1 2 6 8 番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	大 西 芳明	三豊市豊中町笠田笠岡 1 2 0 5 番地 1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	西 宇 徳義	三豊市豊中町比地大 3 4 8 7 番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	大 西 幸次	三豊市豊中町上高野 2 8 7 0 番地 1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理 事	西 宇 幸男	三豊市豊中町比地大 9 1 4 番地	令和3年4月1日～ 令和3年4月29日	無
理 事	三 野 彰	三豊市豊中町岡本 2 4 7 5 番地	令和3年4月30日～ 令和4年3月31日	無
理 事	佐 藤 幸子	三豊市豊中町比地大 9 0 8 番地	令和3年4月30日～ 令和4年3月31日	無
理 事	船 橋 久美子	三豊市豊中町比地大 2 3 1 9 番地	令和3年4月30日～ 令和4年3月31日	無

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
監事	森 和久	三豊市豊中町比地大 2 8 6 9 番地 2	令和3年4月1日～ 令和3年4月29日	無
監事	今川 雅之	三豊市豊中町笠田竹田 1 1 1 番地 2	令和3年4月1日～ 令和3年4月29日	無
監事	今井 正	三豊市豊中町上高野 2 1 9 3 番地	令和3年4月30日～ 令和4年3月31日	無
監事	大北 正明	三豊市豊中町本山甲 1 5 0 0 番地 1	令和3年4月30日～ 令和4年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) コミュニティセンター及び公園の維持管理運営事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上12人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 5 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 7 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 54 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	藤 田 芳 廣
副理事長	大 西 啓 幸
副理事長	近 藤 八 重 子
理 事	大 森 士 郎
理 事	近 藤 恵 子
理 事	森 健
理 事	大 西 元 子
理 事	千 秋 泰 啓
理 事	金 子 忠 弘
理 事	籾 田 薫
監 事	三 野 求
監 事	十 川 剛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定に関わらず、平成27年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に関わらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

この写しは、定款の原本と相違ありません。

令和4年4月29日

申請者	<u>所在地</u>	<u>三豊市豊中町本山甲201番地1</u>
	<u>名 称</u>	<u>特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中</u>
	<u>代表者氏名</u>	<u>理事長 千 秋 隆</u>
	<u>電 話 番 号</u>	<u>0875-62-5210 (担当：横田)</u>